

観光用地図に対する著作権法上の保護

〔研究判例〕

損害賠償等請求事件、大阪地裁昭和四七年(ワ)八四八号、昭和五一年四月二七日判決、請求一部認容(確定)「無体財産権関係民事・行政裁判例集」八巻一号一三〇頁以下。

〔事実の概要〕

原告X(フランス人は)、本件「パリー市鳥瞰図」をフランス政府観光局の協力により、一九四九年(昭和二十四年)、からほぼ十年間を費やしてパリー市の街区、公園、河川、橋梁、建造物等(特に名所、旧跡、著名な建造物等)を写真撮影することなく、現場に赴いて調査し、肉筆(ペン画)によって丹念にかつ正確な縮尺で表現し、また建造物等の特徴を略画的手法によって強調あるいは省略して描き、さらにこれを写真で縮小して一九五九年(昭和三十四年)にパリー市観光用地図として完成させたものでありXは、この「パリー市鳥瞰図」の日本における著作権(複製権)を譲り受け、昭和四十六年三月三十一日に著作権譲渡の登録手続を完了している。

一方、被告は紙箱等の製造販売を業とする会社であって、昭和三四年頃から同四五年頃までに渡って、原告らに無断で「パリー市鳥瞰図」の一部を拡大して洋服箱および包装紙の図案として改ざんして利用し、洋服箱等を製造販売し、原告Xの著作権、同Xの著作者人格権を侵害したものと

て、原告らが損害賠償を求めたものである。

〔判旨〕

本件「パリー市鳥瞰図」と、本件洋服箱及び包装紙の図案を対比すると本件洋服箱及び包装紙には、原告Xの氏名が表示されていないばかりでなく、右著作物は構図が正確であり、細書きで細部まで詳細、且つ精緻に記載されており、又全体的に明るい感じを与えるところ、右洋服箱は……右著作物の一部を拡大したことによってその特徴を抹殺しており、本件包装紙の図案は、全体的に暗い感じを与え、各建物、構築物の描写も不明確であるばかりでなく、有名なエッフェル塔をエトワル凱旋門の隣に配置して不正確なものに変え、又セーヌ川の兩岸及びソウルフェリノ橋の様子を改ざんするなどしている。

以上認定の事実によると、被告自身が本件「パリー市鳥瞰図」を改ざん偽作して本件洋服箱及び包装紙の図案として使用したものと認めるべきである。

次に、被告の営業目的……鑑定の結果、本件「パリー市鳥瞰図」が美術的香り豊かな著作物であることが一見すれば容易に判明すること、……右著作物の右下隅の箇所に「©BLONDEL LA ROUGERY 1959」と記載されているので、右著作物の著作権者が原告Xであることが明らかであるこ

清水幸雄
(山梨県立女子短期大学)
尾崎哲二
(日本大学大学院)

と等の事実を照らすと、被告が本件著作権を侵害するにつき、少なくとも過失があったものと言わざるをえない。

〔研究〕

一、地図とは何か

広辞苑によると、地図の定義は「地球表面の一部あるいは全部を、縮小した尺度で平面上に表わした図」とされている。これをより詳しく述べると、地図とは地球表面を対象とする、その状態を正しく再現する、平面上に縮尺して表わす記号化して描く、文字を補助に使うという幾つかの特徴を有するものであり、また逆にいうならば、これらの特徴を有するものは、一般に「地図」の名称で呼ばれているといえる。

地図の有するこれらの特徴は、写真、絵画などと共通の要素をもつ反面、それらと異なる性質をも有することを表わしている。ここで地図を写真、絵画と比較してみると、写真はあくまでも対象物をありのままに再現するものであるのに対し、地図は対象物をありのままに表わすことを究極の目的としつつも、その作図上の制約ゆえに通常は対象物の省略、誇張等が行なわれている。また、絵画が芸術品として省略、誇張等が作成者の意思によって自由に行なわれ、存在しないものを描き出すことも可能であるのに対し、地図は見やすさや理解しやすさという要請から彩色等の美術的手法が利用されることもあるが、元来科学技術にもとづく実用品であり正確さを要求される点から省略、誇張等にもおのずから制約があり、勿論存在しないものを描き加えることなどはないこととなる。

このように「地図」は写真、絵画などと類似する点を有しつつも、全く異なった特性をもつ概念である。したがってその概念中に包含されるものは、たとえば航空測量写真に等高線や地名などを描き加えて地表上の現象を極力盛り込んだフォト・マップと呼ばれるものや、厳密な測量結果にもとづいて作成された五万分の一の地図に代表される地形図、統計資料を地図上に色や記号で示した統計地図、地図本来の正確さが希薄となり装飾性、美術性が前面に押し出された地図、さらには地図中の項目がデフォルメされたいわゆるイラスト・マップの類など、かなり幅広いものがある。

二、地図の著作物性

地図は、本来その作成のための材料が自然であったり、客観的に一定のものであり、既に与えられたものであるから、一見したところ著作権法の対象と考えることについては疑問が生じないこともない。たとえば、地表上の現象をそっくりそのまま細大もらず、少しも手を加えることなく、記載した地図が存在するものと仮定するならば、その地図の作成者が作成にあたって費やした技術的、肉体的労力については評価できるとしても、そこに知的活動を伴っているかについては否定的ならざるをえない。著作権法の趣旨は、一定の知的活動によって生み出される著作物を、その知的活動にむくいるものとして保護することにあると解すべきであるので、前述したような単に技術的労力だけにすぎず、知的活動を伴わない地図の作成作業については、著作権法上の保護の対象となりえない。

しかし、現実には、一定の平面スペースしか有しない地図上にすべての地表上の現象を盛り込むことは不可能に近く、またすべての現象を盛り込むことはむしろ地図の機能に支障をきたすことから、一般には、あらゆる地図について程度の差こそあれ、何らかの省略、誇張等が行われている。そして、このようにして材料を地図上に表現するところに、既存の材料を越える地図作成者の個性・意図というものが認められる時、地図に著作物性があるということができることになる。換言するならば、地図の著作物性とはまさにこの点、作成者がその材料を越えて解釈し、その目的・用途に応じて、何をどのように表現するかを決め、そして表現するところに、すなわち材料の取捨・選択および表現における独創性にあるものと解されている。これについては学説・判例も「限られたスペースの中に地球上のあらゆる現象を細大もらず記入することは不可能であり、そのために地図の用途に従い、記入すべき項目を取捨選択しなければならぬ。その際に地図作成者の個性・学識・経験等が決定的な役割をはたす」（平田、著作権法概説九一頁）、とか「山嶽の状態、高度、河川の状態等の地形の形態、都市の存在……等地図表面に表示されているすべてのものは自然科学的、準自然科学的な認識の対象となるものであるから、原告が先人の研究成果を利用していることはいうまでもないが、その何れを捨て何れを如

何に表示するかは全く原告独自の考慮によったものである以上、単なる模倣と異なる著作物の存在が認められる」(大阪地裁昭和二十六年一〇月一八日判決、下級民集二卷二〇号二〇八頁)と述べている。このように地図は、その材料を取捨選択する課程において作成者の思想・感情の発露が見い出され、それが独創性を有するがゆえに、著作物性を獲得するのであり、著作権法の保護の対象となりうるわけである。

三、著作権法上における「地図」の保護

(1) 学術としての「地図」の保護

著作権法一〇条一項六号は、著作物の例示として「地図」を掲げ、地図が著作物であることを明言している。しかし、ここできうところの地図は、六号に「地図又は学術的な性格を有する図画、図表、模型その他の図型の著作物」とあることから理解されるように、いわゆる学術的地図を示している」と解されている。(半田、前掲書九一頁)。ここできう学術的地図がいかなる範囲の地図を指すかについて、学説・判例の立場は必ずしも明確ではないが、「本号できう地図は地形を図形によって表現し、かつ諸種の記号を図形内に記入したもので、美的要素を意味しているわけでは必しもなく、学術的要素を備えているかどうかで判断される」、(加戸、著作権法逐条講義七一頁)、あるいは「地図は、他の著作物と異なり、地球上の自然的又は人文的諸現象の全部又は一部を、ある物体の表面に一定の縮尺をもって、予め約束された特定の記号を用い客観的に表現したもの」(東京地裁昭和四四年五月三十一日判決、判例時報五八〇号九二頁)等と解されていることからすれば「学術」の定義を一般社会的な意味すなわち学問的あるいは学問上の利用価値という狭義の意味に解し、「学術的地図」の範囲をかなり狭く限定的にとらえているようである。具体的には、建設省や国土地理院の厳密な測量結果にもとづいて作成されたような地図あるいはそれに準ずる地図類であって、学問的又は学問的利用価値を有する地図、たとえば五万分の一の地図に代表される地形図、統計資料を地図の上に色や記号で示した統計地図、土地利用図などのものが念頭に置かれていると考えられる。

すなわち、著作権法が一〇条一項六号において正面から保護を意図した地図は、地図の一般概念中の学術的地図に限定されるのである。いいかえるならば、地図は著作権法上にあっては、学術的地図とそれ以外の学術的といえないような地図に大別でき、学術的地図に関しては著作権法一〇条一項六号の規定にもとずき、直ちに保護されることとなる。しかれば、学術的といえないような地図の保護については、著作権法はいかに扱われているかを次に論述してみよう。

(2) 学術的といえないような地図の保護

前述したように地図には、多様な種類があり、その定義も必ずしも一様ではない。たとえば「自然科学的厳密さをもって地球上の現象を存在するままに一定の記号を以って表示するもの」(前掲、大阪地裁昭和二十六年一〇月一八日判決)もあれば、「観光地図のようにデフォルメして漫画的要素を備えたもの」(加戸、前掲書七一頁)もある。更に、本件で問題となった「パリ市鳥瞰図」のように美術的香りの高い地図もある。このなかにあつて学術的地図については、著作権法一〇条一項六号により著作物として保護されることは既に述べたところである。しかし、このことは直ちに学術的地図の範疇に属しえない地図が、著作権法上の保護を受けないことを意味しない。なぜなら、著作権法一〇条一項各号は著作物を列挙したにすぎず、著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」(著作権法二条一項一号)のであり、これらの要件を充足する限り、学術的といえない地図であつても著作物として保護される余地が生ずると解される。(清水他「東京地裁に係属した著作権事件の研究(六)」判例時報七三六号二二頁参照)

したがつて学術的といえないような地図を著作物というためには、もっぱら著作権法二条一項一号にいう要件に該当するか否かを検討することとなる。その要件のうち「思想又は感情を創作的に表現したもの」という点については、学術的といえない地図もまた通例は材料の取捨、選択がなされており、学術的地図におけるのと何ら異なるところはない。問題となるのは「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」とする点にある。

る。ここでいう「学術」の定義が、著作権法一〇条一項六号のところで解したように、学問的あるいは学問上の利用価値という狭義の意味に解するならば、学術的といえないような地図は「学術」の範囲に属するとは解しえないこととなり、著作物となりうるためには文芸、美術、音楽のいずれかの範囲に属することが条件となる。しかし、地図を文芸あるいは音楽の範囲に含まれる著作物と考えることは困難である。では、残る「美術」の範囲に地図を含ませることがどうか。地図は本来あくまでも正確さを要求されるものではあるが、求められる用途によっては、正確さよりもむしろ見やすさや理解しやすさが要求され、そのために表現方法に美術的手法を用いた地図も多い。その点に着目にするならば、地図を美術の範囲に属する著作物として保護することが可能となるのである。

本件「パリ市鳥瞰図」にあっても、判旨は必ずしも正面から著作権の成否を問題としてはいないものの、過失認定のなかにおいて著作権が存在することを認めている。ただしその理由中で「美術的香り豊かな著作物であることが一見すれば容易に判明すること」あるいは「フランスにおいては勿論、世界中においてその芸術性を高く評価され」と述べられている点から、学術的な著作物としての地図よりは、むしろ美術の著作物としてとらえられているようであり、「パリ市鳥瞰図」が観光案内用地図として作成されたものであり、学術的とはいえないような地図であるにもかかわらず、著作物として保護されうるものであることを本件判例は示しているといえる。

このように「学術」の定義を狭義に解するとならば、学術的といえないような地図については、著作権法上、原則として「地図」としての保護はないのであり、もっぱら個々の地図の美術性に着目して美術の著作物としての保護の可能性が残されているにすぎないことになる、つまり、地図を著作権における保護の形態によって分類すれば、学術の著作物としての地図と美術の著作物としての地図に分類されることになる。

(3) 問題点

前記の分類によれば、地図は「学術」あるいは「美術」の著作物となりうるのであるが、それはそれぞれいわゆる学術的地図と美術的色彩の濃い

地図を指すのであって、学術的といえない地図であって美術性をも有しない地図は、「学術」および「美術」のいずれの範疇にも属しえず、保護の網から落ちこぼれることになる。これらの地図に著作権法の保護を与えない理由は勿論なく、保護を与えないことはむしろ妥当性を欠くといえる。したがって、学術的といえずかつ美術性をも有しない地図を保護しえない点から、地図の保護を狭義の「学術」としての地図の保護と、「美術」的地図として保護とに分類することは問題があるといえる。

また地図を美術の著作物として保護することについても、問題なしとはいえない。たとえば、出版社が画家に一定の資料、揭示を与え、「高速道路略図」を描くことを依頼し、後に画家の手によって完成された地図について出版社が著作者であるかを争った事例（東京地裁昭和三十九年十二月二六日判決、下級民集一五卷二一四頁）で、判例は「画家は原告から提供された前記各資料と踏査の結果に基づき、原告の指示、注文したところをできるだけ画面にとり入れ、その意図にそうよう努めつつも、これを図形、図柄により具体的に表現するに当っては、その画家としての芸術的感覚と技術を駆使して、みずからの創意と手法により、原告の地図の原画を製作したものであること。したがって、原告の地図は、画家の創作にかかる精神的作品であることを窺うことができる」と述べ、出版社は著作者にあたらないと判断した。しかし、この「高速道路略図」にあつて画家の創作活動が作成の決定的要素となったことは否定できないにしても、地図の著作物性が材料の取捨、選択および表現にある点を考慮すれば、この事業におけるように出版社の指示が詳細にわたり、ことに地図に記入すべき道路建物および施設等も指定していることから、少なくとも出版社を共同著作者としてもよかつたのではないだろうか（同趣旨 伊藤「著作権事件一〇〇話」四三三頁）。これなども、「高速道路略図」を「地図」としてではなく、美術の著作物として保護したことに伴う問題点である。

四、地図に対する統一的保护

地図の概念中、学術的地図については著作権法一〇条一項六号にいう、「地図」として保護の対象となり、学術的といえない地図のうち本件「パ

リー鳥瞰図」に代表されるような美術的要素を有する地図については、美術の著作物として保護しうる余地があることは、既に述べて来た通りである。しかし、美術の著作物としての保護はむしろ例外的であって、学術的といえない地図の大部分が該当しえないことも当然であり、これら地図を保護するためには、美術の著作物として保護する以外の方策、すなわち本来の「地図」として保護することを要する。ここで学術的でなく美術の著作物といえない地図とは、具体的にはロード・マップ、観光用地図の大部分のもの、交通網図などを挙げることができよう。これらの地図類は学術的地図でないがゆえに著作権法一〇条一項六号の「地図」にあたらず、しかも美術の著作物にはあたらない。

したがって著作権法という保護がなしえないこととなる。だがこれら地図についても、材料の取捨、選択および表現に獨創性を有しないとはいえず著作物として保護をはかることが必要である。

そのためには、地図を著作権法上においても「地図」として統一的に保護することが望ましい。しかし、現在のように「学術」の定義を狭義に解し、著作権法一〇条一項六号の「地図」を学術的地図に限定して解する立場をとるかぎりには難しいであろう。「学術」の定義を学問的あるいは学問上の利用価値という狭義の意味に解するのではなく、著作権法二条一項一号にいう「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」を知的、文化的ということを示す包括概念としてとらえ、「学術」は文芸、美術、音楽といった他の分野との識別程度の意味にすぎないとして広義に解するならば、「学術的地図」の範囲もおのずから拡大し、現在学術的地図の範囲に属さない地図についても、著作権法一〇条一項六号の「地図」として保護しうることとなる。

また、このように地図が「学術」として保護されるとしても、そのうちの美術性を有する地図については、依然として美術の著作物としての保護も可能である。このことは一見、一部の地図のみ保護が厚くなるに思えるが著作権法が著作者の精神的労苦にむくいるものとして著作権による保護をはかっていることを考え合せると、著作権保護の見地からは著作権の発生は積極的にうながされるべきであり、こうした重疊的保護は問題がない

ばかりでなく、むしろ好ましいといえる。ただし、地図の保護は、あくまでも著作権法一〇条一項六号にいう「地図」としての保護が第一義的であり、美術の著作物としての保護は例外的なものであることを認識すべきであらう。

五、結 論

地図を作成するにあたって、作成者がなすところの知的活動、労力というものは、著作権法が保護対象とするに足るものであることは既に明らかである。しかるに現在の学説および地図に関する判例の立場によれば、地図が「地図」として保護されるのは、五万分の一の地図に代表される地形図、土地利用図、統計地図などの極めて狭い意味の「学術」的地図に限定され、学術的地図の範疇に属しえない地図、たとえばロード・マップや観光案内用地図などは、そのうち的美術性を有するものが美術の著作物として保護されうる可能性があるにすぎない。

しかし、これを他の著作物、たとえば絵画と比較して見ると、絵画は幼児が描いた絵画であると、著名な画家の手によって描かれたものであるとを問わず著作物として保護されうるのに対し、地図にあつては「学術」的であるか否かが判定基準として介在し、著作物となりえない場合が生ずることは、著しく均衡を欠くといわざるえない。しかも、学術的地図とされているものばかりが、社会にとって価値があるとは断言できない。観点をかえれば、ロード・マップや観光案内用地図のような学術的といえない地図の方が、むしろ著作権法が目的とする「文化の発展に寄与する」面が多であるといえないこともない。このように考えると、実質的に社会に寄与している地図あるいはその作成者に、保護を加えることをなさないことは問題があるといえ、そのためには積極的に著作権を発生させる方向で問題の解決がはからなければならない。本件判例において「パリ市鳥瞰図」を美術の著作物としているのも、右に述べた趣旨にもとづき救済する必要性を認めたためと所される。

こうした問題に対しては、まず立法論としては、現行著作権法が「学術」的なものとしている地図の範囲について、その限定を解除し、材料の取捨

選択および独創的に表現がなされている地図については、著作権法上「地図」として統一的に保護する旨を規定することが、望ましいことはいうまでもない。また解釈論的方法としては、「學術」の定義を現在のうちに狹義に解するのではなく、広義の意味すなわち、著作権法二条一項一号の「文芸、學術、美術又は音楽の範圍」という文言を包括概念としての「文化」の範圍を示すと解し、「學術」の定義を他の文芸、美術、音楽との識別にすぎないと解することによって、著作権法一〇条一項六号という「學術的地圖」の範圍を拡大し、その作成にあたって材料の取捨、選択および表現に作成者の思想又は感情が表われ、かつまた独創性を有する地図は、すべて「學術的地圖」の範圍に含まれると解すればよいのではなからうか。

なおこれまでの議論を進めるにあたつて、便宜上、地図の作成者が測量、調査等の資料収集から最終的な作図までをなす、いわゆる実測的地圖を念頭に置いて論述して来た。しかし地図には、このほかに先行する地圖を土台として、それに加筆したり翻案したりして作成された編集地圖、たとえば国土地理院の地圖を基本とした分県地圖、市街圖や統計地圖のようなものがある。こうした編集地圖についても、「地圖特に、編集地圖の場合には、編圖者が既存の地圖を資料として参照しつつも、自己の學識、經驗等に基づき、その用途に応じ縮尺の大小に従い、各種素材をその目的に適うように自らの判断により取捨、選択したうえ、一定の物体の表面に集輯結合して表現し、他の類似の作品と対比して区別しうる独自の創作性を有する」(東京地裁昭和四四年五月三十一日、判例時報五八〇号九二頁)として、実測的地圖と同様に扱うものと解されていることを付記する。

本件においては、「パリ市鳥瞰圖」の著作権の成否そのものについては当事者間に争いなく、著作権(複製権)および著作人格権(同一性保持権、氏名表示権)の侵害が、本来の争点として争われているので、その点について触れてみる。

被告は洋服箱、包装紙の製造販売にあたり「パリ市鳥瞰圖」を圖案として利用したことは明らかであり、その使用にあたってエッフェル塔を凱旋門の隣に配したり、原図のもつ精密さ、明るさを抹殺するなどの多少の修正増減があつたとしても、それは原図との同一性を変じない程度のも

であり、複製行為に該当するものである。また著作権法二〇条一項は「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を保有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする」と規定している。本件において被告は「パリ市鳥瞰圖」を複製するにつき、前記のような修正増減をなしており、また著作人たる原告の承諾を得たとは認め難く、しかも著作権法二〇条二項各号の例外事由ことに「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照して、やむを得ないと認められる改変」に当たらないことも明らかであり、被告の行為は原図を改変したものである。更に「パリ市鳥瞰圖」の原図にあつては、その右下隅に©マーク及び著作人の氏名発行年が記載されており、著作人の氏名が表示されているにもかかわらず、被告はその複製においてこれを表示しなかった。そして、被告が洋服箱、包装紙の製造販売業者であり、「パリ市鳥瞰圖」が美術的香りの豊かな著名な作品であることは明らかである。

以上の諸点から考案すると、本件判例が被告の行為を、「パリ市鳥瞰圖」を改ざん偽作したものと認め、著作権および著作人格権の侵害の成立を認容したことは、妥当な結論であるといえよう。(尾崎 哲二)

著作権法は、一〇条に著作権法上の保護を受ける著作物の具体例を列挙している。そこでは地図は、いわゆる図形著作物として、図面・図表・模型などと同様に取り扱われる(一〇条一項六号)。条文をそのまま読めば「地圖又は學術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物」とあつて地圖に関しては「學術的な性質を有する」という要件は不要であつて、たとえその地圖が美術の著作物に該当しようがしまいが、およそ「地圖」でありさえすれば本号に該当するともいえる。従つて美術の著作物としての要素を有する地圖は、権利の上では全く実益はないが二重の著作物を有するといつてよい。もともと一〇条列挙の著作物は、例示であつて、どこかのカテゴリーに属さねばならないものではないので、強いて分類する必要はない、といつてもよい。かりに、地圖に關しても「學術的」なものであることを要件にするとともに、「美術的」あるいは「學術的」という要件は、いわば白地規定であつて、法がその内容について判断をす

るべきものではなく、著作物保護の本来の要件である「獨創性」を有しているとは判断されるものであれば、足り、充分である。その意味では、本件観光用地図は、著作者のオリジナルにかかる著作物といって差しつかえなく、判旨は正当であらう。

しかし、地図の定義を限定的に解し、本件の観光用地図、あるいはロード・マップなどを建築設計図や測量図などとならべ図形の作品と解すると（中川・阿部「著作権」四七頁）それが「学術的」であるか否かの判断を回避することはできない。著作権法は、文芸、学術、美術の範囲に属することを著作物の要件としているので、いかなる図形であっても著作物として保護するわけではないことはその通りであるが、こうした理解は、問題をいたずらに混乱させるばかりである。

地図のうち、五万分の一地図で代表的な自然科学的厳密さをもって地球上の現象を一定の記号をもって表示するものは、現在でも国土地理院が国家予算をもって公共測量の上作成しているが、旧憲法下においては軍事・政治的な要請から国家が独占していた。現在でも、旧軍参謀本部の地図のうちその著作権が継続するものや地理調査所によって作成されたものに関しては、測量法は、その地図を複製しようとする者は、当該測量計画機関の長の承認を得なければならぬ旨を定めており（四三条）著作権法上の保護に重ねて特別の保護を計っている。こうしたことからすれば、地図を公共測量の結果作成されたもの等に限定して解することは、地図の一般的保護という著作権法本来の目的を超えて、国家機関の作成物の保護の目的とすることになり妥当ではない。すなわち、国土の一部又は全部を一定の縮尺で表わす地図を国家が独占することは本来許されず、主権者たる国民に広く開放されるべきものであるとすれば、その地図の複製を制限することすら疑問がないわけではないが、それは容認するとしても、そうしたもののだけが著作権法上保護される「地図」であるとする理由はない。判例は「学問的図面として地図製作者の学識・見識が表示されていなくてはならない（大阪地裁昭和二年一〇月一八日下級民集二卷二〇号二二〇八頁）」あるいは他の類似の作品と対比して区別することのできる独自の創作性を有する学術的作品（東京高判昭和四六年二月二三日判例時報六四三九三頁）」と、地

図の学術性を判断しているが無用のことというべきであらう。単純に、著作権法のいう「地図」に該当するか否かのみの判断をすれば足り、その判断には、地図の定義を限定する必要もない。この意味で注目されるのは、刑事判例ではあるが、住宅案内図について「作成者の独創と努力の結果として生まれた新規の著作物ということができ、正確、精密に居住者を調査し、これを合理的に配列し統一的に編集しているものである場合には、右案内図は地図として著作権の対象となる（名古屋高判昭和三年八月一七日高裁刑集二三卷六号五〇七頁）」とする判例である。いま一歩進めれば、およそ地理・地形等を表示するものであって、その作成に獨創性が認められれば、地図として著作権の対象となすべきところであらう。

本件判例は、何をもって地図の著作物であるとするかの判断を回避し、係争物が著作物であると断じているが、基本的にはこれで充分であらう。難をいえば、判旨は、鑑定により本件「パリー市鳥瞰図」が「美術的香り豊かな著作物」であることを判示するが、著作物が美術的香り豊かなものであるか否かの判断にまで裁判所が介入することは余計なことであり、かりに地図の著作物に該当しないとしても「美術」の著作物に該当する旨の判断だけで充分であったといえよう。本問題に限定されることではないが裁判所が芸術性等の抽象的判断を下すことには疑問を禁じえない。そうした判断が事実上法を改変し立法機能を果たことが予測されうるだけに裁判所の自重が望まれる点であらう。

なお、本件「パリー市鳥瞰図」も図案としてとらえ意匠法と著作権法の関係についても議論の余地が無いわけではないが、判例研究としての性格上、以上の点についての検討のみにとどめた。

（清水 幸雄）